

亀山市告示第18号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）  
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届  
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の  
とおり告示する。

令和元年5月28日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称  
昼生地区まちづくり協議会
- 2 変更があった事項  
代表者の氏名  
変更前 草川 喜種  
変更後 田名瀬 寛之
- 3 変更年月日  
平成30年5月27日